

トライアングル大会規定（2013-01版）

第1章 大会運営規約

第1条 定義

- 1、トライアングルとは、3台の4輪駆動車と3名のドライバーが1つのチームとなり、不整地における4輪駆動車のドライビング、ウインチの操作や牽引など、総合的なオフロード技術を競うものである。

第2条 目的

- 1、本大会は、競技会を通して、参加者の運転技術向上はもとより、オフロードの面白さと環境保全の重要性を認識し、自然と4輪駆動車の共存に関して再考することを目的として開催する。

第3条 事務局

- 1、トライアングル運営事務局（以下、運営事務局という）Japan Tryangle Organization（英語表記）を下記に設置する。

〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島 1881-1 中山マンションⅢ103号

株式会社オフィスミッション内

TEL 086-441-0337 FAX 086-441-0338

公式ホームページ <http://www.geolandar.jp/try-angle>

- 2、地区大会は次の通りとする。

- 1、ツアーシリーズ東日本エリア全6戦
 - 2、ツアーシリーズ西日本エリア全6戦
 - 3、北海道デヴィジョン（3大会）
 - 4、九州デヴィジョン（3大会）
- （以下デヴィジョンはDVという）

- 3、地区大会の主催に関する情報は公式ホームページにて公表する。

第4条 会場周辺に対する配慮

- 1、開催される会場及び周辺地域、及び住民に配慮し、社会秩序を守り各大会の規定に従うこと。

第5条 参加者の承認事項

- 1、参加者は、スポーツマンシップに則り、公明に競技を行い、安全を第一とする。

- 2、損害の補償

参加者とは競技者、観客、オフィシャル、スポンサーなどこの競技に関わる全ての参加者のことであり、参加車両や備品の破損、盗難、紛失はもとより、会場施設や器物を破損させた場合の補償など、いかなる理由においても当事者が責任を負わなければならない。

- 3、主催者の免責

本大会において全ての参加者は、本大会主催関係者（運営事務局、各DV事務局等）が一切の損害賠償の責任を免除されていることを承諾しなければならない。すなわち、その任務遂行上に起きた競技者及び全ての参加者の死亡、負傷、車両損害、器物損害、盗難他に対して本大会主催関係者は一切の責任を負わない。

- 4、オフィシャルの免責

全ての参加者は大会運営において、いかなる場合もオフィシャルは一切の責任を免除されていること

を承諾しなければならない。

第6条 肖像権

1、大会名称及びロゴマーク、映像、写真等の使用権利は運営事務局に帰属する。

第7条 規定の変更

1、大会規定は必要に応じ、予告なく変更する場合がある。

第8条 自然保護の原則

- 1、会場内の森林、コース内における樹木の保護につとめること。
- 2、ゴミは各自の責任において確実に持ち帰ること。

第9条 規則違反の決裁と審議

- 1、大会規定、競技規定に違反する行為の決裁は、大会実行委員長もしくは大会事務局長が決定する。
- 2、大会実行委員長は、順位が確定する前までに違反行為、不正行為、異議申し立てに対し、3人以上の大会実行委員と2名以上の競技参加者を招集し、審議会を開催して意見を聴取、審議することができる。また違反行為が明らかになった場合、その程度に応じ決裁を下すことができる。
- 3、前項の2名以上の競技参加者は、公明に大会実行委員長もしくは大会事務局長が選出する。

第10条 中止または延期

- 1、公平且つ安全に大会を開催するために必要なオフィシャルの人数確保や適切な配置が見込めないと判断した場合は大会実行委員長はその大会を中止する事が出来る。この場合にはエントリーフィー等は適切に返還する。
- 2、荒天あるいは不可抗力により、大会実行委員長は大会役員と協議の上、競技の中止または延期、もしくは競技内容の変更を行うことができる。
- 3、中止した時点で、全ての参加チームが一つでもセクションインしていた場合、その大会の競技は成立する。
- 4、荒天あるいは不可抗力により、競技内容の変更、及び中止が必要と判断した場合は、ドライバーズミーティングを開催して告知する。
- 5、競技を公平且つ安全に開催するために必要なオフィシャルの人数確保や適切な配置が見込めないと判断した場合はその大会を中止する事がある。この場合にはエントリーフィー等は適切に返還する。

第11条 オフィシャル

- 1、大会運営委員とはトライアングル運営事務局が選出したオフィシャルである。
- 2、オフィシャルとして大会に参加した場合には、各大会事務局が定めた手当てを支給する。
- 3、オフィシャルは常に公平な立場で大会運営に協力すること。

第2章 参加規定

第12条 出場資格

- 1、原則として18歳以上で普通運転免許証以上の資格を有すること。未成年者は親権者の同意書がなければ参加できない。但し、2名以上のエンタラント（競技参加者）からの推薦があり、大会実行委員長が確かな運転技術があると認めた者はこの限りではない。

第13条 エントリー（参加申し込み）に関する規定

- 1、エントリーフィー（参加費）は次の通りとする。
 - ① モビリティパークで開催される大会＝¥11,000/人（エンタラントの入場料含む）
 - ② その他の大会＝¥9,000/人（エンタラントの入場料含む）ただし当日のエントリー（期限外エントリー）は別途¥2,000を徴収する。
※例外として大会事務局の都合により期限外エントリーさせる場合を除く。
- 2、ジオランダータイヤ及びヨコハマタイヤ製品を装着（スペアタイヤを除く四輪全て）して出場する選手にはエントリーフィーを下記の通り¥2,000割り引く。
 - ① モビリティパークで開催される大会＝¥9,000/人（エンタラントの入場料含む）
 - ② その他の大会＝¥7,000/人（エンタラントの入場料含む）但し、競技で使用することが前提であり、車検時に確認を行い以後の変更は認めない。
- 3、JAPANファイナル（以下JPFと言う）のエントリーフィーは全て¥20,000/人（宿泊費込み）とする。
- 4、エントリーの受付期間は大会開催日の一ヶ月前から一週間前までとし、それ以降は期限外エントリーとする。
- 5、エントリーの方法は下記の通り4通りとする。
 - ① 公式ホームページからエントリーする場合。（インターネットエントリー）
 - ② 現金書留で申し込む場合。
 - ③ FAXで申し込む場合。
 - ④ 大会事務局及びサポートショップへ持参する場合。
- 6、公式ホームページからエントリーする場合は次の通りとする。
 - ① 公式ホームページの「エントリー手順」のページから「エントリーフォーム」に記入して送信すること。
 - ② エントリーフィーを各大会事務局の指定する銀行口座に振り込むこと。
 - ③ エントリーフォームがトライアングル運営事務局に送信され、エントリーフィーの入金確認がとれた後、事務局より「エントリー受領」のメールが届くので確認すること。
 - ④ 大会当日は「エントリー受領」のメールをプリントアウトして「印鑑」を持参し大会本部で確認、捺印すること。
- 7、FAXで申し込む場合は次の通りとする。
 - ① チームエントリーカードのみを公式ホームページよりプリントアウトして、チーム名とメンバー3名の氏名、車種、その他申請事項を記入して各大会事務局へFAXすること。
 - ② エントリーフィーを各大会事務局の指定する銀行口座に振り込むこと。
 - ③ 大会当日にFAXしたチームエントリーカードと別途参加申込誓約書3名分の（捺印あるもの）を持参し大会当日の車検前に大会本部でエントリーのチェックを受けること。
- 8、現金書留で申し込む場合は次の通りとする。
 - ① 参加申込誓約書3名分とチームエントリーカードを公式ホームページよりプリントアウトして、必要事項に署名、捺印しエントリーフィーを添えて各大会事務局へ送付すること。

9、大会事務局及びサポートショップへ持参する場合は次の通りとする。

- ① 参加申込誓約書3名分とチームエントリーカードを公式ホームページよりプリントアウトして、必要事項に署名、捺印しエントリーフィーを添えて各大会事務局及びサポートショップへ持参すること。

10、エントリーフィーを振り込む場合はチームごとにまとめて振り込み、振り込み名義はチーム名であり振り込み手数料は参加者が負担すること。個別の振り込みには対応できない。

11、すべてのエントリー方法において、エントリーフィーを各大会事務局が受理した時点で正式エントリーとし、着金の順番によりエントリー順位を決める。

12、各DVによりすべてのエントリー方法に対応しない場合があるので、必ず公式ホームページで大会に関して確認すること。

13、一大会あたりの一般エントリーチーム数の上限を30チームとする。

但し、主催者が数チーム分の調整枠を持ち、会場のキャパシティー等を考慮し調整するため最大エントリー数は会場により異なるものとする。

14、各大会への一般エントリーは原則制限しないものとするが下記2項目が優先される。

- ① 競技会場に該当するチーム（地元チーム）。
- ② オフィシャル参加メンバー。

これらのチームで上限30チームに満たない場合はこの限りではない。優先する順位は13条11項を適用する。

15、エントリーフィーは、キャンセルの場合や車検不合格等で出場できない場合でもこれを返却しない。

16、エントリー受理後の通知は、手続きに問題なく正式に受理された場合は通知しない。

17、大会事務局は理由を明らかにすることなく、参加申し込み者に対して参加を拒否することが出来る。この場合はエントリーフィー、誓約書、エントリーカードを返却する。

第14条 チーム規定

1、合計ホイールベースにより2つのクラスを設定する。

「オーバー73クラス」＝3台のホイールベースの合計が7300mm以上あるチーム。

「アンダー73クラス」＝3台のホイールベースの合計が7300mm未満のチーム。

2、エントリーカードに記載されている3台と3名以外の参加は認めない。但し、大会実行委員長が許可した場合のみ、同乗者を認める場合がある。何らかの理由によりエントリー内容に変更が生じた場合は大会当日の車検の前に必ず本部に申請し訂正すること。

3、チーム名、代表者名を明確にし、それを車両に表示することができる。

4、チーム名は常識ある名称とし、著作権や肖像権、知的財産権、産業財産権（商標等）を侵害するおそれのあるものや、偏見、卑猥等を連想させるもの、この大会に関係するスポンサーのPR活動を阻害するものは、大会実行委員長及び運営事務局の判断により変更しなければならない。

5、シリーズチャンピオンの定義とは、そのチームで参加した全てのメンバーとする。

6、各エリアにおいてシリーズチャンピオンを獲得したチームは、次年度の大会に限り、全てのメンバーがそれぞれ個別のチームに分かれなければならない。

7、JPFで優勝したチームは、以後3年間はそのチームで参加した全てのメンバーがそれぞれ個別のチームに分かれなければならない。

第15条 シリーズ戦規定

1、北海道DV、九州DVは、それぞれのリザルトで獲得したポイントをDVごとに合算してシリーズランキングを決定する。

2、ツアーシリーズは全12戦が開催される。

3、ツアーシリーズは各大会の最終の順位をポイント化し、このポイント数でランキングを決定する。
1位=30ポイント 2位=27ポイント 3位=25ポイント 4位以下1ポイントずつ減る。

4、競技者は全ての大会へエントリーすることが出来るが、最終ランキングは獲得ポイント数の高い3大会の合計ポイントにより決定される。

5、北海道DV、九州DVの大会に参加した場合、その大会のリザルトを第15条-3に基づきポイント化してツアーシリーズのポイントに合算することが出来るが、ツアーシリーズの大会に2大会以上参加していることが条件となり、DV大会で獲得した最も高いポイント数のみが合算できる。

(例)『チームA』はツアーシリーズ2大会に参戦して20ポイントと18ポイントを獲得、九州DV第1戦で3位となり25ポイントを獲得。九州DV第3戦では優勝したので30ポイントを獲得した。

■この場合はツアーシリーズランキングは $20 + 18 + 30 = 68$ ポイントで算出される。

6、チーム名は同じ名前を使うこと。年度内で途中変更した場合は、ポイント累積加算の対象としない。

7、参加した初戦を基準とし、これから2名以上が入れ替わった場合はポイントを加算しない。

(例)第2戦は第1戦から1名が入れ替わった。>OK

(例)第3戦は第2戦から1名が入れ替わっただけだが、第1戦からは2名が入れ替わった。

>NG

第16条 章典

1、クラスごとにエントリー数が1~5チームの場合は優勝チームのみを、6~10チームの場合は1位と2位を、11チーム以上の場合は1位~3位を表彰する。

2、各クラスともJPFは優勝チームのみ表彰する。

第17条 JAPANファイナル (JPF) 出場に関する規定

1、JPFとは、各エリアの「オーバー73クラス」と「アンダー73クラス」において出場権を獲得したチームを招聘して開催するトライアングルの日本一決定戦であり、総数35チームに出場権が与えられる。

2、北海道DV、九州DVからJPFに出場できるチーム数は、大会当日に行う車検を合格したチーム数の合計により出走チーム数の平均値(端数切り捨て)を算出しクラスごとに下記の通り決定される。

1~7チーム = 上位1チーム

8~13チーム = 上位2チーム

14~22チーム = 上位3チーム

23~29チーム = 上位4チーム

30チーム~ = 上位5チーム

3、ツアーシリーズに与えられる JPF の出場枠は総数 35 チームから各 DV 大会に与えられた参加枠を差し引いたものであり、各クラスの総エントリー数を元に下記の通り 2 つのクラスに割り当てる。

(端数は四捨五入)

① JPF 出場枠総数 35 - (北海道 DV の出場枠+九州 DV の出場枠) = ツアーシリーズからの出場枠

(例) 北海道デヴィジョンから 4 チームが出場、九州デヴィジョンから 4 チームが出場すると仮定すると、
 $35 - (4 + 4) = 27$ チームがツアーシリーズの JPF 出場枠

② ツアーシリーズ総出場数からオーバー 73 クラスとアンダー 73 クラスそれぞれの総数を元に、この 2 つのクラスの出場枠が決定する。

(例) オーバー 73 クラスの参加総数を 80 チーム、アンダー 73 クラスの参加総数を 100 チームと仮定すると

オーバー 73 クラスは $27 \div (100 + 80) \times 80 = 12$ チーム。

アンダー 73 クラスは $27 \div (100 + 80) \times 100 = 15$ チームとなる。

4、複数のエリアで重複して JPF 出場権を得た場合は一カ所を選択し、選択しなかったエリアの次点チームに出場権が与えられる。

5、出場権が確定したチームが都合により出場を辞退する場合は、JAPANファイナルのエントリー締め切り日の 2 週間前までに運営事務局に申し出ること。その場合は辞退したチームが出場権を獲得したエリアの次点チームを繰り上げる。

6、2013 年の JPF は 11 月 3 日に行うが、2 日のウェルカムパーティーに参加することが出場条件となる。

7、JPF においてはジオランダータイヤ (M/T、A/T) 装着車のみのワンメイク大会とする。

第 18 条 2014 年トライアングルタイランドに関する規定

1、2013 年 JPF において「オーバー 73 クラス」、「アンダー 73 クラス」の優勝チームにはタイで開催される Thailand Tryangle Organization 主催のトライアングル大会の参加権が与えられる。

全ての参加条件は Thailand Tryangle Organization の大会規定に準じ、経済状況や政治情勢等により変わることもある。

2、メンバーの入れ替えに関しては第 15 条 7 項を適用する。

3、Thailand Tryangle Organization 主催のトライアングル大会の出場権にはトライアングル運営事務局が設定する最大 3 名分の日本～タイ往復航空運賃と Thailand Tryangle Organization が設定する最大 3 名分のエントリーフィー等が援助される。これ以外に発生する費用 (日本国内の移動費用、パスポート、ライセンス、交通費、レンタカー、雑費など) は参加者の自己負担とする。

4、出場に関するマネジメントは運営事務局が行う。

5、参加の細部については、出場権を得たチームに直接説明を行う。

第 19 条 競技の情報公開と告知

1、本大会運営に関するすべての情報 (開催場所、日時、規則の変更、競技の結果、協議内容の説明など) は公式ホームページで発表、告知する。エントリーは、これを各自で確認すること。

2、情報の公開、削除に関する判断、権限はすべて運営事務局にある。

第3章 車両と装備

第20条 車両規則

- 1、公道を走行できる4輪駆動車で、車両ナンバー、車検、自賠責保険が有効であること。
車検証（コピーでも可）、自賠責保険証書は必ず持参すること。
- 2、（リカバリー）車両には十分な強度を持った牽引フックをその前後に取り付けること。純正装着品でもけん引を目的に装着されているものは許可される。但し、ジムニーは必ず牽引用途の後付フックをフレームに取り付けること。
- 3、後付けフックは自動車用の強化ボルト（7T以上）で固定し、溶接のみの取り付けは認めない。但し、国内規格外の車両の場合は強化ボルト及び純正強化ボルト等を使用すること。
- 4、競技中に使用できる牽引フックは車検時に申告された物に限られ、赤色または黄色で識別されていること。これらをふまえ使用が認められないものは封印することがある。
- 5、（安全）オープンタイプの車両（センターピラーのない車輛）は、4点式以上のロールバーを装着すること。純正品でもよいが6点式以上を強く推奨する。クローズドボディーの車両であっても、6点式以上のロールケージの装着を強く推奨する。
- 6、（安全）フロントウインドウ、ドア、天井部を取り外した車両の出場は認めない。たとえロールケージや4点式シートベルトを装着している場合でも同じであり、必ずフロントウインドウ、ドア等を装着し天井部は幌等を装着すること。
- 7、（安全）シートベルトは3点式以上を装着すること。純正シートベルトを使用する場合は、いかなる体勢でも装着できるよう対策すること。（傾くとELRが作動してシートベルトを装着できなくなる）以上を考慮し、4点式ハーネスの装着を強く推奨する。
- 8、使用できるタイヤは四輪駆動車用に一般的に販売されている物に限られ、グルーピング等の加工タイヤは認められない。
- 9、（安全）シートは、シートバックが十分にありシートベルトをした場合、運転者の背中を適切にホールドできるものでなければならない。シートバックの低いものは禁止する。
- 10、後付の補助ミラー、全てのCCDカメラ等の使用は認めない。使用が許可される物は左フェンダー部のコーナーミラーとリアのアンダーミラーの2カ所に限られ、純正品（メーカー、車種問わず）であること。
- 11、（安全）内容物が600g以上の消火器を、運転席から取り外せる位置に確実に固定し装備することを強く推奨する。
- 12、（安全）ヘッドライト、ブレーキランプ、補助灯などを有効な手段でテーピングし、横転、衝突時の飛散防止の処置を講ずること。
- 13、（安全）バッテリーの取り付け金具は緩まないようしっかりと固定し、+（プラス）側のターミナルを必ず絶縁カバー、テープなど覆いショートを防止すること。
- 14、（安全）エンジンルーム内のブレーキ、パワステ、クラッチのリザーバータンクなどオイルが入っている物のキャップは漏出防止のためテープ等で固定すること。
- 15、（安全）ウインチには樹脂製ロープを使用すること。金属ワイヤーの使用は禁止する。

- 16、(安全) 各部品は緩みがないよう取り付け、ボルト等で安全かつ確実に取り付けること。また、部品には鋭利な突起物がないこと。
- 17、ゼッケンおよび配布されたスポンサーのステッカーを指定場所に貼ること。
- 18、競技車両における宣伝活動は原則自由であるが、第14条4項に抵触すると思われる表示類(ステッカー等)は認めない。大会事務局が適当でないと判断した物は撤去されなければ出場は認めない。
- 19、2サイクルエンジン車のエントリーを禁止する。
- 20、全ての参加車両はフロントのナンバープレートを取り外し、リアプレートはデコレーションプレート等を装着すること。但し、軽自動車の場合は前後プレートの取り外しも認めるが、全ての車両でデコレーションプレートの装着を推奨する。

第21条 装備品

- 1、競技者は必ず2輪及び4輪用でJIS規格認定のジェットタイプ、フルフェイスのヘルメットを装着すること。ただしJIS規格外でもSNELL、BS等FIA認定品はこれを認める。但し、いかなる認定品でも半キャップ型は認めない。
- 2、原則として競技中はグローブを装着すること。但し、いわゆる軍手のたぐいは認められない。
(確実に手が保護でき運転がしやすい革製品等が望ましい)
- 3、競技においてセクションインする場合は、必ず長袖、長ズボンを着用すること。
(レーシングウェアを強く推奨する)。
- 4、牽引に使用するロープの強度は、車両重量の約3倍以上に耐えられるものを目安とする。ソフトカーロープの場合は、破断張力10トン以上の物を推奨する。尚、強度的、安全上に問題があるとオフィシャルが判断した物や、一般的な自動車けん引用道具以外の物は使用を認めない。これは競技中に判明した場合も同じである。

第22条 車検

- 1、主催者は車両規則、装備品に関して大会当日に車検を行い確認する。この車検は安全且つ公平な競技を成立させる事が目的であり、構造変更済みの有無や保安基準等、法的要件を確認するものではない。
すなわち参加車両に関わる法的責任はその車両の使用者が全ての責任を負うものである。
さらにトライアングル大会規定に適合する車両であっても、競技上、安全性に問題があると判断される車両に関しては大会実行委員長の権限として改善を求める。改善できない場合は参加を認めない。
- 2、オイルベースの測定は車検時に確認する。
- 3、(車検不合格) 前項の車両規則、安全項目、装備品が不適合と判断された車両は出場できない。但し、車検終了時間までに再車検を受けることが出来る。
- 4、スカラシップにエントリーしているチームは、スポンサーステッカーの有無等を車検時に確認する。
各スポンサーが定めたスカラシップ規定を満たしていない場合は、スカラシップ章典対象から除外する。但し、車検終了時間までに不備を改善し認められた場合はこの限りではない。
- 5、たとえ車検に合格しても競技中に不備、不具合等、危険であるとオフィシャルが判断した場合は注意や改善の指示を出すことがある。この場合は必ずその指示に従うこと。
- 6、車検で不備等があった部分を全てのオフィシャルが解るようにマーキング(印)を付ける場合がある

のでこれを了承すること。

第4章 競技規定

第23条 大会規則の遵守

エントラント（競技参加者）のは競技中、下記事項を厳守すること。

- 1、オフィシャルの指示に従うこと。
- 2、大会本部の発表するタイムスケジュールに従うこと。
- 3、大会中における競技参加者の飲酒、薬物の使用は断じて許さない。発覚した場合はいかなる場合も失格とし、即時に退場させ以後の参加を認めない。
- 4、他の競技者を故意かつ悪質に非難、妨害してはならない。
- 5、競技中にチーム以外の者からの指示、援助を受けてはならない。たとえヤジや声援の類であっても競技に影響を与えたとオフィシャルが判断した場合は審議の対象とする。
- 6、競技中の無線機の使用は認めるが、外部からの指示等を受けてはならない。
- 7、セクションには、ジャッジとセクションマネージャーを配置し、競技中の判定、注意、警告などを行う。セクションマネージャーはセクションのオフィシャルを総括し、競技を有効に成立させる権限を持つ。
- 8、判定に異議申し立てがある場合は、最終順位が確定するまでに文書にて大会本部に申し出ること。最終順位確定の告知後はいかなる理由であれ一切応じない。
- 9、スタート順とセクションの割り振りは抽選によって決定する。

第5章 競技規則

第24条 順位の決定

- 1、獲得ポイント数の多いチームが勝者となる。

第25条 得点（ポイント）

ポイントにはタイムポイントとマーカーポイントの2つがある。

- 1、タイムポイントは、そのセクションを一番速いタイムで終了したもののから順番に与えられるポイントである。このタイムポイントは、各セクション1位が20ポイント、2位が17ポイント、3位が15ポイント、以下1ポイントずつ減点され、18位以下は0とする。
- 2、ポイントマーカーは、セクション内部に設置される、識別しやすい色の円形のもので、一つのセクションに3つずつ設置し、全て3ポイントである。これを車両の左タイヤで踏むとそのポイントを獲得できる（前後輪どちらでもよい）。

（例）3台全車が全てのポイントを踏むと合計27ポイントの獲得となる。

- 3、最終獲得ポイントが同点の場合は、合計ホイールベースの長い方を上位とする。

第26条 競技の規則

- 1、エントリーチームが30チーム以上ある場合は、大会実行委員長の判断で予選等を行うことができる。その場合は特別規則等を予めホームページ等で公表する。
- 2、競技は用意された3つのセクションで行われる。
- 3、セクション内でのドライバーの入れ替え、交代は認めない。

- 4、スタート準備とは、スタート地点で待機し、チーム全員がシートベルト、ヘルメット、グローブ、長袖、長ズボンの装着が完了していることである。
- 5、窓は全閉もしくは全開とし、全開の場合は腕や体を車外に出さないこと。
- 6、牽引ロープ、シャックルなどの牽引道具の数量制限はしないが、スタート後にセクション外からは持ち込むことはできない。
- 7、ウインチ（電動、機械式、チルホール、ハンドタイプ、その他）の使用の制限はない。
- 8、スタートとは、セクションのスターターが、競技者に出発の合図を与えた瞬間であり、これより時間の計測を開始する。
- 9、ゴールとは、3台の車両の後端とチーム3名のすべてが、制限時間内にゴールラインを通過した時点をいう。
- 10、制限時間は各セクションとも10分とする。但し、エントリー数、天候等を考慮して制限時間を短縮することがある。この場合はドライバーズミーティングにおいて告知する。
- 11、オフィシャルには競技の経過時間を告知する義務はない。
- 12、中間チェックポイントとは、「中間チェックポイント」と明記した2つの標識間であり、そこを最低1台の車両が完全に通過（車両の後端まで）できなかった場合は3分で競技終了（失格）となり、残りの競技時間は与えられない。中間チェックポイントに進入する方向の規制はない。
(補足説明：3分以内にゴールした場合はこの限りではない。)
- 13、スタート後に競技者が競技車両から降りて誘導、作業等をしてよいが、スタート地点からゴール地点の間、コーステープを横切りショートカットしたりセクションの外に出てはならない。
- 14、車の基本構造以外の道具でトラクションを得る方法（ラダー、チェーン、スパイクタイヤ等）は使用禁止である。
- 15、道具（スコップ等）を使用しての土木作業は禁止する。ただし、セクション内にある物での土木作業、移動などは手作業に限りこれを認める。しかし、セクション外に移動させてはならない。
オフィシャルは現状復帰させない。
- 16、樹木をウインチアンカーとする場合は、自然保護の原則に則り、必ずツリートランクプロテクターを使用しアンカーの保護を行うこと。
- 17、競技中にコース内で使用した道具類（牽引ロープ、スナッチブロック等）は必ず使用した当事者チームで片づけること。たとえゴールした場合でもコース内にそれらを忘れていた場合はゴールとして認めない。
- 18、テープをまたいで（セクション外）のウインチワークは認めない。但し、コーステープを巻いてある樹木はセクション内として認める。
- 19、ポイントマーカーは同一箇所に固定してあるが、不可抗力により移動してしまう場合がある。この場合はオフィシャルがその都度、現状復帰させることを原則とするが、オフィシャルの安全が確保できない場合は競技車両を停止させ現状復帰させることを第一とする。但し、競技時間は止めない。
また、進行上や地形、路面状況等により現状復帰が難しいと判断した場合は移動した位置で判定する。

20、ゴール後、直ちにポイントチェックシートにタイムとマーカーポイントをオフィシャルに記入してもらい確認すること。またオフィシャルが控えるセクション管理シートの記入に間違いがないか確認し、間違いがなければサインをすること。

次のチームがスタートした時点でこのセクションにおける抗議は一切受け付けない。

21、ポイントチェックシートの記入はオフィシャルが行うが、オフィシャルに記入する義務はない。

22、競技中は様々な状況が想定される。オフィシャルは危険（破損、横転、落下等の可能性がある）と判断した場合は改善命令を出し競技を停止させ改善、対策をとらせる。但し、いかなる場合も競技時間の計測は止めない。

23、各会場の独自の特別規則を設定する場合がある。

第27条 減点（マイナスポイント）

1、コースクリア（前の競技者がセクションから出て車両も競技者もない状態）になり、オフィシャルのスタート準備が完了した時点で、次の競技者がスタート準備出来ていない場合は遅延行為として10ポイント減点する。

2、競技車両がコーステープに触れた場合（テープタッチという）は、1回につき3ポイント減点する。

これはワイヤー、牽引ロープなど車両に装着された状態の装備品に触れた場合も同じである。

（説明：但し、風などでコーステープが揺れて、コーステープの方から競技車両に触れた場合は、競技車両が停止しているときはテープタッチとならない。競技車両が動いている状況下では通常のテープタッチと同様である）。

3、（安全）運転操作時にシートベルトを着用していない場合は5ポイント減点する。※運転操作時とは車両を動かす行為と定義し、ウインチワークなどで車両が動くことが予測される場合も同じである。

4、（危険行為）牽引中のテンションがかかった状態のワイヤー、ロープ等に触ったり、またいだり、潜る行為は危険行為とし10ポイントを減点する。

5、（危険行為）セクション内で支持確保（安全確保）無しに傾いた競技車両の下側（転倒、落下方向）に入り作業、誘導することを禁止し、10ポイントを減点する。

6、（危険行為）たとえ転倒、落下しない状況であっても競技車両と樹木、岩や障害物と車両の間に誘導員が入り、挟まれる可能性が高いところでの作業、誘導行為をしてはならない。この場合10ポイントを減点する。

7、（危険行為）けん引時に使用するロープ類、ワイヤー、けん引フックやけん引方法等が危険であるとオフィシャルが判断した場合は改善命令を行う。たとえ車検に合格した物であっても同じである。その指示に従わない場合は10ポイントを減点する。

8、危険行為の減点は、減点させることが目的ではない。参加者すべての安全を確保するのが第一の目的である。第1段階としてこのような状況下ではオフィシャルが注意をする。注意の後も改善されない場合は第2段階として「警告」を宣告する。この警告後も改善されない場合は減点（マイナスポイント）を科す。

第28条 失格

以下の場合、そのセクションで失格となる。

1、スタート後、セクション内で競技車両及び競技者がコーステープを切ってしまったとき。

(テープカット)。

※ 但し、たとえテープが切れなくても、それを支えるポールが倒れたり抜けた場合も同様とみなす。

2、テープタッチ（コーステープに車両が接触したこと）した車両から意図的にテープを外した場合。

3、ポールタッチした場合。

これは競技車両がセクション内に設置してあるポールに接触した場合の事であり、ワイヤー、牽引ロープ等、車両に装着されている状態の装備品が接触した場合も同じである。

ポールタッチとなるポールとは、意図的に設置した金属製の物で必ずコーステープ、もしくは赤または黄色目印が付けられている。コーステープが巻いてある樹木はポールではない。但し、これに該当するポールであっても、バナー広告や掲示物に使用しているものはこの対象とならない。

4、競技者がコーステープやポールに接触することは失格や減点の対象ではない。但し、故意にコーステープやポールに接触する場合は注意を促し、改善されない場合は失格とする。

5、テープタッチは1つのセクションにつき6回まで（マイナス18ポイントまで）とし、7回目で失格となる。

6、競技者が直接競技車両に対策を講じる行為（いわゆる人力）は禁止である。車に装備された機能を競技者自身が操作する技術を競う競技会であり、ウインチや牽引ロープを使いリカバリーすることが原則である。人力に頼らなければならない状況となった場合はそのセクションは失格となる。

7、制限時間を超えた場合（タイムオーバーという）。

8、飲酒、薬物使用などが発覚した場合。

9、危険行為により減点対象となった後もこれが改善されない場合。

10、オフィシャルの注意、警告を受け入れない場合。

第29条 細則

1、修理を要する場合は、競技中以外（セクションの外）であれば、第三者の援助を受けることができる。

2、原則として、抽選で決められたスタートの順番の変更は認めない。ただし、破損、故障などによりスタート準備ができない場合は、そのセクションのセクションマネージャーに届け出があったとき、他のエントラントが不利にならない範囲で特例を認めることがある。この場合、再度指示された順番でスタートできないときは、そのセクションは棄権とみなし失格となる。

3、競技規定に無い事項であってもオフィシャルが反則行為、危険行為、自然保護原則違反とみなした場合は注意を与える。注意の後も、改善されない場合は失格とし競技を中止させる。

4、以上、不明な点や判断しかねる場合は、オフィシャルに確認すること。競技中であっても、オフィシャルに質問することは問題ない。

5、参加する全ての個人は、例外なくこの大会規定を熟読し、規約に対して異議のないこととする。

第30条 追記

1、運営事務局は一般財団法人「民際センター」が運営する「ダルニー奨学金」に賛同し協力する。